

令和4年度第1回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

- 開催日時 令和4年7月22日（金）10：00～11：30
- 開催場所 青森市総合福祉センター2階大会議室（青森市ふれあいの館）
- 出席委員 船木 昭夫 委員、浅利 義弘 委員、菊地 康弘 委員、工藤 功篤 委員、
今 栄利子 委員、鳥山 夏子 委員、須藤 和彦 委員、町田 徳子 委員
《計8名》
- 欠席委員 なし
- 事務局 福祉部長 福井 直文、福祉部次長 加福 拓志、
障がい者支援課長 竹谷 圭司、健康福祉課長 新宅 雅之、
障がい者支援課主幹 山口 亨、同課主幹 赤平 伸一、
同課主幹 長谷川 治、同課主幹 斎藤 潤、同課主査 竹内 一貴
同課主事 折笠 勇樹 《計10名》
- 会議次第
- 1 開会
 - 2 委員紹介
 - 3 福祉部長あいさつ
 - 4 職員紹介
 - 5 組織会
 - (1) 専門分科会長の選出
 - (2) 職務代理者の指名
 - 6 議 事
 - (1) 青森市障がい者総合プランのフォローアップについて
 - (2) 青森市障がい福祉計画第6期計画のフォローアップについて
 - 7 報 告
相談支援体制整備の進捗状況について
 - 8 その他
 - 9 閉会

【会議概要】

5 組織会

委員による互選の結果、船木 昭夫委員が会長に選出され、町田 徳子委員が職務代理者に指名された。

6 議事

(1) 青森市障がい者総合プランのフォローアップについて

事務局から資料1のとおり説明があった。

意見、質疑応答

○委員

9月23日は国連総会で決議された「手話言語の国際デー」となっているが、市ではどのような周知啓発を実施したのか。

○事務局

昨年9月の広報あおもりに9月23日が手話言語の国際デーであることを掲載し、広く周知に努めている。

○委員

昨年度、障害者差別解消法が改正され、民間企業における合理的配慮が義務化されたが、市ではどのように対応するのか。

○事務局

昨年6月に改正法が公布されたところであるが、3年以内の施行となっていることから、状況を注視している。

○委員

医療的ケアが必要な子どもの日中活動支援の体制は整備されているか。

○事務局

医療的ケア児に対応可能な障害児通所支援を行う事業所は増えてきている。今後、対象児童が増加することも想定し、引き続き事業所と連携しながらニーズの把握に努めていく。

○委員

目に見えない虐待がまだまだ隠れているかもしれないと考えるが、市で把握した虐待事案にはどのようなケースがあるのか。

○事務局

虐待の種別としては身体的・心理的・経済的など様々なケースがあり、中には身体的虐待と心理的虐待が重複している場合などもある。

○委員

療育に関して相談いただく親から、なかなか相談支援事業所が見つからないという声が聞こえる。市内の相談支援事業所の受入れ状況を教えてほしい。

○事務局

障害児に関する相談支援事業所の数は増えているものの、利用を希望する方も増加しており、地域によっては近隣の事業所を利用しづらい場合があるため、希望が適うよう事業所と調整をしていきたい。

○委員

保育所等訪問支援事業の現状について教えてほしい。

○事務局

比較的新しい事業であることから、今般、事業内容が浸透してきたことで、参加事業所の数も増え、年々利用者が増えているところである。

(2) 青森市障がい福祉計画第6期計画のフォローアップについて

事務局から資料2のとおり説明があった。

意見、質疑応答

○委員

施設入所者の地域移行について、現在施設に入所されている方々の多くは高齢で、既に当該施設で長い時間を過ごしており、地域移行には馴染まないと考える。また、施設入所を希望されるのは、障がいの程度が比較的重い方が多く、そうした面からも地域移行ということは困難に感じる。

○事務局

あくまでも本人の意向を優先し、地域移行を希望する方に支援をしていく方針である。

7 報 告

相談支援体制整備の進捗状況について

事務局から資料3のとおり説明があった。

意見、質疑応答

○委員

連絡会議やケース検討会の質的な向上を図るには、事業所との連携や様々な専門職の能力向上が必要だと考えるため、取組として今後期待したい。

8 その他

その他、委員から以下のとおり意見があった。

○委員

相談をしたくても、相談する窓口がどこにあるのかわからない、何をどう相談したら良いの

かわからない人もいるため、配慮が必要である。

○委員

青森市の相談窓口について、どこにどのようなものがあるのかを広報することが重要だと考えるため、関係機関等との連携を含めて、具体的な対処方針を検討いただきたい、また、福祉ガイドブックについても障がい福祉に関する相談窓口がほぼ全て網羅されているため、活用していただきたい。